

瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第14号

瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本市において、豊かで活力ある社会の実現に向けて女性の職業生活における活躍を推進するとともに、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に利益を享受し共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため市長の諮問機関として、瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

(担当事務)

第4条 審議会の担当事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する計画の策定及び見直しに係る調査並びに審議に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に規定する計画の策定及び見直しに係る調査並びに審議に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成1

3年法律第31号)第2条の3第3項に規定する計画(第1号に掲げる計画と一体のものとして策定する場合を含む。)の策定及び見直しに係る調査並びに審議に関すること。

(4) 前3号に掲げる計画の推進に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、交流活力部交流学び課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。